# 手続き上の保護措置の通知

## 特別支援教育における保護者の権利と責任

障害のある生徒の教育に関する連邦法である障害者教育法 (Individuals with Disabilities Education Act, IDEA) では、学校に対し、障害のある子どもの保護者であるあなたに対し、IDEA および米国教育省 (U.S. Department of Education) が定める規則に基づく手続き上の保護措置について詳細な説明を含む通知を提供することを求めています。

2026年7月更新

North Carolina Department of PUBLIC INSTRUCTION

# 目次

**IDEA パート B：手続き上の保護措置の通知 ..... 5**

**全般的事項 ..... 6**

34 CFR §300.503 - 事前書面通知 ..... 6

通知 ..... 6

通知内容 ..... 6

わかりやすい言葉遣いで通知する ..... 6

34 CFR §300.29 - 母語 ..... 7

34 CFR §300.505 - 電子メール ..... 7

34 CFR §300.9 - 親の同意：定義 ..... 7

同意 ..... 7

34 CFR §300.300 - 親の同意 ..... 8

初期評価への同意 ..... 8

州の被保護区の初期評価に関する特別規則 ..... 8

保護者のサービス同意 ..... 9

再評価に関する親の同意 ..... 9

親の同意を得るための合理的努力の文書化 ..... 10

その他の同意要件 ..... 10

34 CFR §300.502 - 独立教育評価 ..... 11

全般 ..... 11

定義 ..... 11

公費による評価を受ける権利 ..... 11

親主導の評価 ..... 12

行政法裁判官による評価の依頼 ..... 12

パブリックスクールのユニットの基準 ..... 12

**情報の機密保持 ..... 13**

34 CFR §300.611 - 定義 ..... 13

34 CFR §300.32 - 個人識別可能情報 ..... 13

34 CFR §300.612 - 親への通知 ..... 13

34 CFR §300.613 - アクセス権 ..... 14

34 CFR §300.614 - アクセス記録 ..... 14

34 CFR §300.615 - 複数の子どもに関する記録 ..... 14

34 CFR §300.616 - 情報の種類および所在地の一覧 ..... 14

34 CFR §300.617 - 手数料 ..... 15

34 CFR §300.618 - 親の要請による記録の修正 ..... 15

34 CFR §300.619 - 聴聞の機会 ..... 15

34 CFR §300.621 - 聴聞手続き ..... 15

34 CFR §300.620 - 聴聞結果 ..... 15
34 CFR §300.622 - 個人識別可能情報の開示に関する同意 ..... 16
34 CFR §300.623 - 保護措置 ..... 16
34 CFR §300.624 - 情報の破棄 ..... 16

**州の苦情申し立て手続き ..... 17**
適正手続きの苦情および聴聞の手続きと州の苦情申し立ての違い ..... 17
34 CFR §300.151 - 州の苦情手続きの採用 ..... 17
全般 ..... 17
適切なサービスの拒否に対する救済措置 ..... 17
34 CFR §300.152 - 最低限の州苦情手続き ..... 18
期限;最低手続 ..... 18
期限延長;最終決定;実施 ..... 18
州の苦情申し立てと適正手続きの聴聞 ..... 18
34 CFR §300.153 - 州の苦情申し立ての提出 ..... 19

**適正手続きの苦情申し立て手順 ..... 20**
34 CFR §300.507 - 適正手続きに関する苦情申し立ての提出 ..... 20
全般 ..... 20
親向け情報 ..... 20
34 CFR §300.508 - 適正手続き苦情申し立て ..... 20
全般 ..... 20
苦情申し立ての内容 ..... 20
適正手続きに関する苦情申し立ての聴聞前に通知が必要 ..... 21
苦情申し立ての十分性 ..... 21
苦情申し立て修正案 ..... 21
パブリックスクールの適正手続きに関する苦情申し立てへの応答 ..... 21
適正手続きに関する苦情申し立てに対する他方の応答 ..... 22
34 CFR §300.509 - モデルフォーム ..... 22
34 CFR §300.506 - 調停 ..... 22
全般 ..... 22
要件 ..... 22
調停者の公平性 ..... 23
34 CFR §300.510 - 解決プロセス ..... 24
解決会議 ..... 24
解決期間 ..... 24
30 暦日決議期間の調整 ..... 25
書面による和解合意 ..... 25
契約審査期間 ..... 25

**適正手続きに関する苦情申し立てに関する聴聞 ..... 26**
34 CFR §300.511 - 公平な適正手続き聴聞 ..... 26
全般 ..... 26
公平な行政法裁判官 ..... 26
適正手続き聴聞の主題 ..... 26
聴聞申請のタイムライン ..... 26
タイムラインの例外 ..... 26
34 CFR §300.512 - 聴聞権 ..... 27
全般 ..... 27
追加の情報開示 ..... 27
聴聞での親権 ..... 27
34 CFR §300.513 - 聴聞の決定 ..... 28
行政法裁判官の決定 ..... 28
適正手続き聴聞の別途請求 ..... 28
諮問委員会および一般市民に提供された調査結果および決定 ..... 28
**控訴 ..... 29**
34 CFR §300.514 - 決定の確定性 ..... 29
聴聞決定の確定性 ..... 29
34 CFR §300.515 - 聴聞および審査のスケジュールと利便性 ..... 29
34 CFR §300.516 - 民事訴訟、提起期限を含む該当する措置 ..... 29
全般 ..... 29
時間制限 ..... 29
追加の手続き ..... 29
地区裁判所の管轄権 ..... 30
構成の原則 ..... 30
34 CFR §300.518 - 適正手続きの苦情申し立ておよび聴聞が保留中の子どもの配置 ..... 30
34 CFR §300.517 - 弁護士費用 ..... 31
全般 ..... 31
費用の支払い ..... 31
**障害のある子どもを指導・処遇する際の手順 ..... 33**
34 CFR §300.530 - 学校職員の権限 ..... 33
ケースバイケースの判断 ..... 33
全般 ..... 33
追加の権限 ..... 33
各種サービス ..... 33
起因判断 ..... 34
行動が子どもの障害の現れであると判断すること ..... 34
特別な事情 ..... 35

定義.....35
通知.....35
34 CFR §300.536 - 懲戒処分による配置変更.....36
34 CFR §300.531 - 条件付け.....36
34 CFR §300.532 - 控訴.....36
全般.....36
行政法裁判官の権限.....36
34 CFR §300.533 - 控訴中の配置.....37
34 CFR §300.534 - 特別支援教育および関連サービスの対象外の子どもの保護.....37
全般.....37
懲戒事項の知識の根拠.....38
例外.....38
知識の根拠がない場合に適用される条件.....38
34 CFR §300.535 - 法執行機関および司法当局への付託および行動.....38
記録の伝達.....39
**親による子どものプライベートスクールへの公費での一方的な配置に関する要件.....40**
34 CFR §300.148 - 一般.....40
プライベートスクールの配置に対する補償.....40
払い戻しの制限.....40

## IDEA パート B: 手続き上の保護措置の通知

障害のある生徒の教育に関する連邦法である障害者教育法 (IDEA) では、学校に対し、障害のある子どもの保護者であるあなたに対し、IDEA　および米国教育省が定める規則に基づく手続き上の保護措置について詳細な説明を含む通知を提供することを求めています。この通知の写しは学年度に一度だけ配布されますが、以下の場合も写しが配布されることになっています。(1)  初回の付託または評価の要請時;  (2)  学年度中に、34  CFR  §§300.151  から 300.153  に基づくあなたの最初の州の苦情申し立て、および  §300.507  に基づくあなたの最初の適正手続きの苦情申し立てを受け取った時;  (3)  配置変更に該当する懲戒処分を子どもに対して行う決定がなされた時; (4) あなたの要請による場合。[34 CFR §300.504(a)]

この手続き上の保護措置の通知には、§300.148（公費による子どもの一方的なプライベートスクールへの配置）、§§300.151 から 300.153（州の苦情手続き）、§300.300（親の同意）、§§300.502　および　300.503（IEP　および事前書面通知）、§§300.505　から 300.518（調停、適正手続きの苦情、解決手続き、公平な適正手続き聴聞等のそ他の手続き上の保護措置）、§§300.530  から  300.536（パート B 規則のサブパート E における手続き上の保護措置）、§§300.610 から 300.625（サブパート F 内の情報機密保持規定）に基づくすべての手続き上の保護措置についての完全な説明が含まれなければなりません。

# 全般的事項

## 34 CFR §300.503 - 事前書面通知

### 通知

パブリックスクールのユニットは、以下のことを行う前に、合理的な期間内にあなたに書面で通知（特定の情報を書面で提供）しなければなりません。

1. 子どもの識別、評価、または教育配置の開始または変更、または子どもへの無償の適切な公教育 (Free Appropriate Public Education, FAPE) の提供を提案する。または
2. 子どもの識別、評価、または教育配置の開始または変更、または子どもへの無償の適切な公教育 (FAPE) の提供を拒否する。

### 通知内容

書面通知には以下を含めること。

1. パブリックスクールのユニットが提案または拒否する措置について説明する。
2. パブリックスクールのユニットがその措置を提案する理由または拒否する理由を説明する。
3. パブリックスクールのユニットがその措置を提案または拒否する決定に用いた各評価手順、審査、記録、または報告書について説明する。
4. IDEA のパート B の、手続き上の保護措置条項に基づく保護があることを明記する。
5. パブリックスクールのユニットが提案または拒否している措置が評価のための初回の付託でない場合、手続き上の保護措置の説明をどのように取得できるかを伝達する。
6. IDEA パート B の理解に役立つリソースを含める。
7. 子どもの個別教育プログラム (Individualized Education Program, IEP) チームが検討した他の選択肢と、それらの選択肢が却下された理由を説明する。および
8. パブリックスクールのユニットがその措置を提案または拒否したその他の理由を説明する。

### わかりやすい言葉遣いで通知する

通知は以下のとおりでなければなりません。

1. 一般市民に理解可能な言語で書かれている。および
2. 明確に不可能でない限り、あなたの母語またはあなたが使用する他のコミュニケーション手段で提供される。

あなたの母語やその他のコミュニケーション手段が書き言葉でない場合、パブリックスクールのユニットは以下のことを確保しなければなりません。

1. 通知が口頭または他の方法であなたの母語またはその他のコミュニケーション手段で翻訳される。
2. あなたが通知の内容を理解する。および
3. 第 1 項および第 2 項の要件が満たされているという書面による証拠がある。

## 34 CFR §300.29 - 母語

母語 *(Native Language)* という言葉が英語能力が限られている個人に対して使用される場合は、以下のことを意味します。

1. 当人が通常使う言語、または子どもの場合は子どもの親が通常使う言語。
2. 子どもとの直接的な接触（子どもの評価を含む）において、家庭や学習環境で子どもが通常使用する言語。

聴覚障害または視覚障害のある方、または書き言葉を持たない方の場合、その方が通常使用するコミュニケーション手段（手話、点字、口頭コミュニケーションなど）がコミュニケーション手段となります。

## 34 CFR §300.505 - 電子メール

パブリックスクールのユニットが保護者にメールで書類を受け取る選択肢を提供している場合、以下の書類をメールで受け取ることを選択できます。

1. 事前書面通知。
2. 手続き上の保護措置通知。および
3. 適正手続きの苦情申し立てに関する通知。

## 34 CFR §300.9 - 親の同意：定義

### 同意

同意とは以下のことを意味します。

1. 同意している行為に関するすべての情報を、母語や他のコミュニケーション手段（手話、点字、口頭コミュニケーションなど）を用いて十分に伝えられている。
2. その行為を理解し、書面で同意する。また、当該同意書には、その行為の内容に加え、開示される記録（ある場合）およびその開示先が記載されている。および
3. 同意はあなたの任意であり、いつでも撤回できることをあなたは理解している。

子どもが特別支援教育および関連サービスの受講を始めた後に同意を取り消したい場合は、書面で申し出なければなりません。あなたの同意撤回は、同意を出した後に、撤回する前に

行われた行為を無効化（取り消す）ものではありません。さらに、パブリックスクールのユニットは同意撤回後に子どもの教育記録を修正（変更）して、特別支援教育や関連サービスを受けたことの記録を削除する義務を負いません。

## 34 CFR §300.300 - 親の同意

### 初期評価への同意

パブリックスクールのユニットは、まず提案された措置についての事前書面通知をあなたに提供し、「事前書面通知」および「親の同意」の見出しに記載されているとおりにあなたの同意を得ることなく、子どもが IDEA パート B に基づき特別支援教育および関連サービスを受ける資格があるかどうかを判断するための初期評価を実施することはできません。

パブリックスクールのユニットは、ある子どもが障害のある子どもかどうかを判断するための初期評価に対して、あなたのインフォームドコンセントを得るために合理的努力をしなければなりません。

初期評価への同意は、パブリックスクールのユニットが子どもに特別支援教育および関連サービスの提供を開始することに、あなたが同意したことを意味するものではありません。

パブリックスクールのユニットは、他のパート B の要件によりそうすることが求められる場合を除き、初期評価に関連する一つのサービスまたは活動へのあなたの同意拒否を、あなたまたはあなたの子どもに対して他のサービス、給付、または活動を拒否する根拠として用いることはできません。

子どもがパブリックスクールに通っている場合、またはパブリックスクールに入学させようとしている場合で、初期評価の同意を拒否または回答しなかった場合、パブリックスクールのユニットは IDEA の調停または適正手続きの苦情、解決会議、公平な適正手続きの聴聞手続きを用いて、子どもの初期評価を実施することができますが、義務はありません。パブリックスクールのユニットは、このような状況下で子どもの評価を進めない場合でも、子どもの所在、特定、評価義務に違反しません。

### 州の被保護区の初期評価に関する特別規則

子どもが州の保護下にあり、親と同居していない場合—

パブリックスクールのユニットは、以下の場合、子どもが障害のある子どもかどうかを判断するための初期評価について、親の同意を得る必要はありません。

1. 合理的努力にもかかわらず、パブリックスクールのユニットは子どもの親を見つけることができない。
2. 親の権利が州法に従い終了されている。または
3. 裁判官が教育に関する決定権を親以外の個人に割り当てており、その個人は初期評価に同意している。

IDEA における州の被後見人 *(Ward of the State)* とは、子どもが居住する州によって以下のいずれかに該当すると判断された子どもを指します。

1. 里子。
2. 州法の下で州の被後見人と見なされる。または
3. 公立児童福祉機関の保護下にある。

知っておくべき例外が 1 つあります。州の被後見人には、IDEA で使用される親の定義を満たす里親がいる里子は含まれません。

### 保護者のサービス同意

パブリックスクールのユニットは、初めて子どもに特別支援教育や関連サービスを提供する前に、あなたのインフォームドコンセントを得なければなりません。

パブリックスクールのユニットは、特別支援教育および関連サービスを初めて子どもに提供する前に、合理的努力を払ってあなたのインフォームドコンセントを得る必要があります。

子どもが初めて特別支援教育および関連サービスを受けることに同意を求める要請に応じなかった場合、または同意を拒否したり、後に書面で同意を取り消した場合、パブリックスクールのユニットは、あなたの同意なしに特別支援教育および関連サービス（子どもの IEP チームが推奨したもの）を子どもに提供できるという合意または裁定を得るために、手続き上の保護措置（すなわち、調停、適正手続きの苦情申し立て、解決会議、または公平な適正手続き聴聞）を用いることはできません。

子どもが初めて特別支援教育および関連サービスを受けることに同意を拒否した場合、または同意の提供の要請に応じなかったり、後に書面で同意を取り消し、パブリックスクールのユニットが同意を求めた特別支援教育および関連サービスを提供していない場合、パブリックスクールのユニットは：

1. それらのサービスを子どもに提供しなかったことについて、子どもが無償の適切な公教育 (FAPE) を利用できるようにする要件に違反しない。および
2. あなたの同意が求められた特別支援教育および関連サービスについて、子どものために個別教育プログラム (IEP) の会議を開催したり、IEP を作成したりする義務はない。

子どもに特別支援教育および関連サービスが初めて提供された後のいずれかの時点で、あなたが書面で同意を取り消した場合、パブリックスクールのユニットはこれらのサービスを継続することはできませんが、サービスを中止する前に「事前書面通知」の項に記載されているように、事前に書面による通知を行わなければなりません。

### 再評価に関する親の同意

パブリックスクールのユニットは、子どもを再評価する前にあなたのインフォームドコンセントを得なければなりません。ただし、以下のことを示せる場合を除きます。

1. 子どもの再評価に対してあなたの同意を得るために合理的な手続きを講じた。および
2. あなたが返答しなかった。

あなたが子どもの再評価に同意しない場合、パブリックスクールのユニットは、調停、適正手続きの苦情申し立て、解決会議、および公平な適正手続き聴聞の手続きを用いて、子どもの再評価に対するあなたの同意拒否を覆すことを求め、子どもの再評価を進めることができますが、その義務は負いません。初期評価と同様に、パブリックスクールのユニットがこの方法で再評価を進めないことを選択した場合でも、IDEA パート B に基づく義務に違反しません。

### 親の同意を得るための合理的努力の文書化

学校は、初期評価、初めての特別支援教育および関連サービスの提供、および再評価についてあなたの同意を得るための合理的努力、ならびに初期評価のために州の被後見人の親を探すための合理的努力の記録を保持しなければなりません。書類には、パブリックスクールのユニットが上記の分野で試みた記録が含まれていなければなりません。以下にその例を挙げます。

1. かけた電話または試みた電話、およびその通話結果の詳細な記録。
2. あなたに送付された書簡の写しおよび受け取った返答。および
3. 自宅や職場への訪問記録と、その訪問結果の詳細な記録。

### その他の同意要件

パブリックスクールのユニットが以下のことをする前に、あなたの同意は必要ありません。

1. 子どもの評価や再評価の一環として既存のデータをレビューすること。または
2. すべての子どもに実施されるテストまたはその他の評価を子どもに受けさせること。ただし、そのテストまたは評価の前にすべての子どもの親の同意が必要とされる場合を除きます。

もしあなたが自費で子どもを私立学校に入学させていたり、ホームスクーリングを行っている場合で、子どもの初回評価や再評価に同意を提供しなかったり、同意の要請に応じなかった場合、パブリックスクールのユニットは紛争解決手続き（すなわち、調停、適正手続きの苦情申し立て、解決会議、または公平な適正手続き聴聞）を用いることができず、また、公平なサービス（親によってプライベートスクールに配置された障害のある一部の子どもに提供されるサービス）を受ける資格があると子どもをみなす義務もありません。

## 34 CFR §300.502 - 独立教育評価

### 全般

以下に述べるように、パブリックスクールのユニットが取得した子どもの評価に異議がある場合は、子どもの独立した教育評価 (Independent Educational Evaluation, IEE) を取得する権利があります。

独立教育評価を申請する場合、パブリックスクールのユニットは、独立教育評価を受ける場所や、独立教育評価に適用されるパブリックスクールのユニットの基準に関する情報を提供しなければなりません。

## 定義

独立教育評価とは、子どもの教育を担当するパブリックスクールのユニットに雇用されていない、有資格の審査官が実施する評価を指します。

公費とは、パブリックスクールのユニットが評価費用の全額を負担するか、評価があなたに無償で提供されることを保証することを意味します。これは IDEA パート B の規定に則り、各州が州内で利用可能なあらゆる州、地方、連邦、民間の支援源を利用して、法のパート B の要件を満たすことを認めています。

## 公費による評価を受ける権利

パブリックスクールのユニットが取得した子どもの評価に異議を唱える場合、以下の条件に従い、公費で子どもの独立教育評価を受ける権利があります。

1. 公費で子どもの独立した教育評価を申請する場合、パブリックスクールのユニットは不必要な遅延なく以下のいずれかを行わなければなりません：(a) 適正手続きの苦情申し立てを提出し、パブリックスクールのユニットによる子どもの評価が適切であることを示すための聴聞を申請すること。または (b) 公費で独立した教育評価を提供すること。ただし、あなたが取得した子どもの評価がパブリックスクールのユニットの基準を満たしていないことを、パブリックスクールのユニットが聴聞において証明する場合を除きます。
2. パブリックスクールのユニットが聴聞を要請して、パブリックスクールのユニットによる子どもの評価が適切であるという最終決定が下された場合、あなたには独立した教育評価を受ける権利は依然としてありますが、公費によるものではありません。
3. 子どもの独立した教育評価を申請した場合、パブリックスクールのユニットは、なぜその評価に異議を唱えるのか尋ねることがあります。ただし、パブリックスクールのユニットは説明を要求することはできず、また、公費による子どもの独立教育評価の実施、あるいは自らの評価を正当化するための適正手続き聴聞を求める申立てを行うことについて、不当に遅延させることはできません。

パブリックスクールのユニットがあなたの子どもに対して、あなたが同意しない評価を行うたびに、公費で子どもの独立教育評価を受ける権利は 1 回のみです。

## 親主導の評価

公費で子どもの独立した教育評価を受けるか、私費で取得した子どもの評価をパブリックスクールのユニットと共有した場合：

1. パブリックスクールのユニットは、その評価が独立教育評価に関するパブリックスクールのユニットの基準を満たしている場合、子どもへの無償の適切な公教育 (FAPE) の提供に関して行われるあらゆる決定において、子どもの評価結果を考慮しなければなりません。および
2. あなたやあなたのパブリックスクールのユニットは、その評価を子どもに関する適正手続きの聴聞で証拠として提示することができます。

### 行政法裁判官による評価の依頼

行政法裁判官が適正手続き聴聞の一環として子どもの独立した教育評価を求める場合、その評価費用は公費でなければなりません。

### パブリックスクールのユニットの基準

独立した教育評価が公費で行われる場合、評価の実施基準（評価場所や審査者の資格を含む）は、パブリックスクールのユニットが評価を開始する際に使用する基準と同じでなければなりません（ただし、その基準が独立した教育評価を受ける権利と整合している範囲でなければなりません）。

上記の基準を除き、パブリックスクールのユニットは公費で独立した教育評価を取得することに関する条件や期限を課してはなりません。

# 情報の機密保持

## 34 CFR §300.611 - 定義

「情報の機密保持」の見出しの下で使用される用語は、以下のとおり定義されます。

- 破棄 (Destruction) とは、情報から個人識別子を物理的に破壊または除去し、その情報によって個人を特定できなくなるようにすることを意味します。
- 教育記録 (Education Records) とは、34 CFR Part 99（1974 年家族教育権利およびプライバシー法、20 U.S.C. 1232g (Family Educational Rights and Privacy Act, FERPA) を実施する規則）における「教育記録」の定義でカバーされる記録の種類を指します。
- 参加機関 (Participating Agency) とは、IDEA パート B に基づき、個人を特定できる情報を収集、維持、もしくは使用する、またはそこから情報が取得されるパブリックスクールのユニット、機関または施設を意味します。

## 34 CFR §300.32 - 個人識別可能情報

個人識別可能情報 *(Personally identifiable)* とは、以下を含む情報を意味します。

(a) 子どもの名前、親としてのあなたの氏名、または他の家族の氏名。

(b) 子どもの住所。

(c) 子どもの社会保障番号や学生番号などの個人識別子。または

(d) 子どもを合理的に確実に特定できる個人的特徴やその他の情報のリスト。

## 34 CFR §300.612 - 親への通知

州教育機関 (State Educational Agency) は、以下を含む個人識別可能情報の機密保持について、親に十分な説明を行うため、適切な通知をしなければなりません。

1. 州内の各人口グループの母語で通知がどの程度行われているかの説明。
2. 個人識別可能情報が保持されている子どもたちの記述、求められる情報の種類、州が情報収集に用いようとしている手段（情報の入手元を含む）、および情報の利用方法。
3. 個人を特定できる情報の保管、第三者への開示、保持および破棄に関して、参加機関が従うべき方針および手続きの概要。および
4. この情報に関する親と子どものすべての権利の説明であり、家族教育権およびプライバシー法 (FERPA) および 34 CFR Part 99 の施行規則に基づく権利も含まれる。

特別支援教育や関連サービスを必要とする子どもを特定し、見つけ、評価する大規模な活動（「チャイルド・ファインド (child find)」とも呼ばれる）を行う前に、通知は新聞やその他のメディアで掲載または告知され、州内の親にこれらの活動を知らせるのに十分な流通量でなければなりません。

## 34 CFR §300.613 - アクセス権

参加機関は、IDEA パート B に基づきパブリックスクールのユニットが収集、管理、または使用している子どもに関する教育記録を、あなたが検査・確認することを許可しなければなりません。参加機関は、個別教育プログラム (IEP) に関する会議や公平な適正手続き聴聞（解決会議や懲戒に関する聴聞を含む）の前に、かついかなる場合も要請から 45 暦日以内に、子どもの教育記録を検査・確認したいというあなたの要請に不必要な遅延なく従わなければなりません。

教育記録を閲覧・確認する権利には以下が含まれます:

1. 参加機関から、記録の説明や解釈に関する合理的な要請に対して応答を求める権利。
2. その写しを受け取らなければ記録を効果的に検査・確認できない場合に、参加機関に記録の写しの提供を求める権利。および
3. あなたの代理人に記録を点検・確認させる権利。

参加機関は、後見、別居、離婚などの事項を規定する州法に基づく権限がないと知らされない限り、あなたが子どもに関する記録を検査・確認する権限を有すると推定することができます。

## 34 CFR §300.614 - アクセス記録

各参加機関は、IDEA のパート B に基づき収集、維持、または使用された教育記録へのアクセスを得た当事者について、当事者名、アクセスが許可された日、および当事者が記録の使用を認められた目的を含む記録を保持しなければなりません（親および参加機関の権限を有する職員によるアクセスは除く）。

## 34 CFR §300.615 - 複数の子どもに関する記録

教育記録に複数の子どもに関する情報が含まれている場合、その子どもの親は、子どもに関する情報のみを検査・確認する権利、またはその特定の情報について通知を受ける権利があります。

## 34 CFR §300.616 - 情報の種類および所在地の一覧

要請に応じて、各参加機関は、当該機関が収集、管理、または使用する教育記録の種類と場所のリストをあなたに提供しなければなりません。

## 34 CFR §300.617 - 手数料

各参加機関は、IDEA パート B に基づきあなたのために作成された記録の写しについて、その料金が記録を検査・確認する権利の行使を実質的に妨げない場合には、料金を請求することができます。

参加機関は、IDEA のパート B に基づく情報の検索や取得について料金を請求することはできません。

## 34 CFR §300.618 - 親の要請による記録の修正

IDEA パート B の下で収集、維持、または使用された子どもに関する教育記録の情報が不正確、誤解を招く、または子どものプライバシーやその他の権利を侵害していると考える場合は、情報を管理する参加機関に情報の変更を要請することができます。

参加機関は、要請を受け取ってから合理的な期間内に、あなたの要請に従って情報を変更するかどうかを決定しなければなりません。

参加機関があなたの要請に応じて情報の変更を拒否した場合、その拒否についてあなたに通知し、「聴聞の機会」の見出しに記載されているとおり、聴聞を受ける権利について助言しなければなりません。

## 34 CFR §300.619 - 聴聞の機会

参加機関は、要請があり次第、子どもに関する教育記録の情報に異議を唱え、その情報が不正確でなく、誤解を招くものでなく、またその他子どものプライバシーやその他の権利を侵害するものでないことを確保するための聴聞の機会を提供しなければなりません。

## 34 CFR §300.621 - 聴聞手続き

教育記録の情報に異議を唱える聴聞は、家族教育権およびプライバシー法 (FERPA) に基づくそのような聴聞の手続きに従って行われなければなりません。

## 34 CFR §300.620 - 聴聞結果

聴聞の結果、参加機関が情報が不正確、誤解を招く、または子どものプライバシーやその他の権利を侵害していると判断した場合、情報を変更し、書面で通知しなければなりません。

聴聞の結果、参加機関が情報が不正確、誤解を招くもの、または子どものプライバシーやその他の権利を侵害していないと判断した場合、参加機関の決定に異議を唱える理由やコメントを記載した声明を子どもの記録に残す権利をあなたに通知しなければなりません。

子どもの記録に記載されたそのような説明は、

1. 当該記録または異議の対象となった部分が参加機関によって保管されている限り、参加機関によって子どもの記録の一部として保管されなければならない。ならびに
2. 参加機関が子どもの記録や異議を申し立てられた情報をいかなる当事者に開示した場合、その説明も当該当事者に開示しなければならない。

## 34 CFR §300.622 - 個人識別可能情報の開示に関する同意

情報が教育記録に含まれており、かつ家族教育権およびプライバシー法 (FERPA) に基づき親の同意なしに開示が認められている場合を除き、個人識別可能情報を参加機関の関係者以外の当事者に開示する前に、必ずあなたの同意を得る必要があります。以下に記載された状況を除き、IDEA パート B の要件を満たす目的で参加機関の職員に個人識別可能情報を提供する際には、あなたの同意は必要ありません。

移行支援サービスを提供またはその費用を負担する参加機関の担当者に対し、個人識別可能情報が開示される前に、あなた、または州法上の成人年齢に達した対象児童の同意を得る必要があります。

子どもがプライベートスクールに通っている、または通う予定で、あなたが住むパブリックスクールのユニットに属さない学校に通う場合、プライベートスクールが所在するパブリックスクールのユニットの関係者と、あなたが居住するパブリックスクールのユニットの関係者の間で、子どもに関する個人識別可能情報を開示する前に、必ずあなたの同意を得なければなりません。

## 34 CFR §300.623 - 保護措置

参加各機関は、収集、保管、開示、破棄の段階で個人識別可能情報の機密性を保護しなければなりません。

各参加機関の 1 名の職員が、個人識別可能情報の機密保持を確保する責任を負わなければなりません。

個人識別可能情報を収集または使用するすべての者は、IDEA パート B および FERPA に基づく州の機密保持に関する方針や手続きについての研修または指導を受けなければなりません。

参加各機関は、個人識別可能情報にアクセスできる可能性のある職員の氏名および役職の最新リストを公開用に維持しなければなりません。

## 34 CFR §300.624 - 情報の破棄

パブリックスクールのユニットは、IDEA のパート B で収集、維持、または使用された個人識別可能情報が子どもへの教育サービスの提供に必要とされなくなった場合、その旨をあなたに通知しなければなりません。

当該情報はあなたの要請を受けた後は破棄しなければなりません。ただし、子どもの氏名、住所、電話番号、成績、出席記録、受講した授業、修了した学年、および修了年度の永久記録は、期限なく保存することができます。

# 州の苦情申し立て手続き

## 適正手続きの苦情および聴聞の手続きと州の苦情申し立ての違い

IDEA パート B の規則は、州の苦情申し立てと、適正手続きの苦情申し立ておよび聴聞について、それぞれ別個の手続きを定めています。以下に説明するように、個人または組織は、パブリックスクールのユニット、州の教育機関、またはその他の公的機関によるパート B　要件違反を主張する州の苦情申し立てを提出することができます。障害のある子どもの識別、評価、もしくは教育配置の開始または変更、または子どもへの無償の適切な公教育 (FAPE) の提供に関する提案または拒否に関するあらゆる事項について、適正手続きの苦情申し立てを提出できるのは、あなた自身またはパブリックスクールのユニットのみです。州教育機関の職員は、期限が適切に延長されない限り、通常 60 暦日以内に州の苦情申し立てを解決しなければなりませんが、他方で公平な行政法裁判官は、（解決会議や調停で解決されなかった場合）適正手続きの苦情申し立てを聴聞し、解決期間終了後 45 暦日以内に書面による決定を下さなければなりません。これは本文書の「解決プロセス」の項目に記載されています。ただし、行政法裁判官があなたまたはパブリックスクールのユニットの要請により期限の延長を認める場合は別です。州の苦情申し立て、および適正手続きの苦情申し立て、解決、聴聞の手続きについては、以下でより詳しく説明しています。州教育機関は、「モデルフォーム」の項目に記載されているとおり、あなたが適正手続きの苦情申し立てを提出するのを支援し、またあなたや他の関係者が州の苦情申し立てを提出するのを支援するためのモデルフォームを作成しなければなりません。

## 34 CFR §300.151 - 州の苦情手続きの採用

### 全般

各州教育機関は以下の文書による手続きを有しなければなりません：

1. 他州の組織や個人からの苦情を含むあらゆる苦情の解決。
2. 州教育機関への苦情申し立ての提出。
3. 親訓練情報センター、保護・アドボカシー機関、独立生活センター、その他の適切な団体を含む、親およびその他の関心のある個人に対して州の苦情手続きを広く周知すること。

### 適切なサービスの拒否に対する救済措置

州教育機関が適切なサービス提供の失敗を認めた州の苦情を解決する際には、州教育機関は以下の事項に対応しなければなりません。

1. 子どものニーズに対応するための適切な是正措置（補償サービスや金銭的払い戻しなど）を含め、適切なサービスを提供しなかったことへの対応。および
2. 障害のあるすべての子どもに対する将来の適切なサービスの提供。

## 34 CFR §300.152 - 最低限の州苦情手続き

### 期限；最低手続

各州教育機関は、苦情申立てが提出された後60暦日以内に、以下の対応を行うことを期限として、州の苦情手続きに定めなければなりません。

1. 州教育機関が調査が必要と判断した場合、独立した現地調査を実施する。
2. 苦情申立人に、苦情申し立てにおける主張について口頭または書面で追加情報を提出する機会を与える。
3. パブリックスクールのユニットやその他の公的機関に対し、少なくとも以下を含む、苦情申し立てに対応する機会を与える。(a)　機関の選択により、苦情を解決するための提案を行うこと。および (b) 苦情を申し立てた親と機関が自主的に調停に参加することに合意する機会。
4. 関連するすべての情報を確認し、パブリックスクールのユニットやその他の公的機関がIDEA パート B の要件に違反しているかどうかを独立して判断する。
   および
5. 苦情申し立ての各主張に対応した書面による決定を苦情申立人に発行し、(a) 事実認定および結論および (b) 州教育機関の最終決定の理由を含める。

### 期限延長；最終決定；実施

上記の州教育機関の手続きは以下も満たしている必要があります。

1. 60 暦日の期限延長は、(a) 特定の州の苦情に関して例外的な事情が存在する場合に限る。または (b) あなたとパブリックスクールのユニットまたは関係する他の公的機関が、州内で可能であれば調停または代替的紛争解決手段による解決期限の延長に自主的に同意した場合に限る。
2. 必要に応じて、州教育機関の最終決定を効果的に実施するための以下の手続きを含める。(a) 技術支援活動；(b) 交渉；および (c) 遵守を達成するための是正措置。

### 州の苦情申し立てと適正手続きの聴聞

「適正手続きの苦情申し立ての提出」の見出しに記載されているとおり、適正手続きの聴聞の対象でもある書面による州の苦情申し立てが受理された場合、または州の苦情申し立てに複数の問題が含まれ、そのうち 1 つ以上がその聴聞の一部である場合、州は、聴聞が終了するまで、適正手続きの聴聞で扱われている州の苦情申し立ての部分を保留しなければなりません。州の苦情申し立てで適正手続きの聴聞に含まれない問題は、上記の期限と手続きを用いて解決されなければなりません。

州の苦情申し立てで提起された問題が、同じ当事者（あなたやパブリックスクールのユニットなど）による適正手続きの聴聞で以前に決定されている場合、その適正手続き聴聞の決定はその問題に対して拘束力を持ち、州教育機関はその決定が拘束力を持つことを苦情申立人に通知しなければなりません。

パブリックスクールのユニットやその他の公的機関が適正手続きの聴聞決定を実施しなかったと主張する苦情申し立ては、州教育機関によって解決されなければなりません。

## 34 CFR §300.153 - 州の苦情申し立ての提出

組織または個人は、上記の手続きに基づき、署名した書面による州の苦情申し立てを提出することができます。

州の苦情申し立てには以下が含まれなければなりません:

1. パブリックスクールのユニットやその他の公的機関が IDEA パート B またはその実施規則（34 CFR Part 300）の要件に違反したという主張。
2. その主張の根拠となる事実。
3. 苦情申し立てを提出した当事者の署名および連絡先情報。および
4. 特定の子どもに関する違反を申し立てる場合:
    a. 子どもの氏名と居住地の住所。
    b. 子どもの通学校名。
    c. ホームレスの子どもや若者の場合、利用可能な連絡先情報と通学校名。
    d. その問題に関連する事実を含む、子どもの問題の性質に関する記述。
    <u>および</u>
    e. 苦情申し立てを提出した当事者が苦情申し立ての時点で知り得る、かつ利用可能な範囲での問題の解決案。

苦情申し立ては「州の苦情申し立て手続きの採用」に記載されているように、苦情申し立てが受理された日の 1 年以内に発生した違反を主張しなければなりません。

州の苦情申し立てを提出する当事者は、州教育機関に苦情を提出する際に、パブリックスクールのユニットまたは子どもにサービスを提供する他の公的機関に苦情申し立ての写しを提出しなければなりません。

# 適正手続きの苦情申し立て手順

## 34 CFR §300.507 - 適正手続きに関する苦情申し立ての提出

### 全般

あなたまたはパブリックスクールのユニットは、子どもの識別、評価、もしくは教育配置の開始または変更、または FAPE の提供に関する提案または拒否に関するあらゆる事項について、適正手続きの苦情申し立てを提出することができます。

適正手続きの苦情申し立ては、その申し立ての根拠となる行為について、あなたまたはパブリックスクールのユニットがその行為を知った（あるいは知るべきであった）時点から 1 年以内に発生した違反を主張するものでなければなりません。

上記の期限は、以下の理由で期限内に適正手続きの苦情申し立てを提出できなかった場合には適用されません。

1. パブリックスクールのユニットは、苦情申し立てで指摘された問題を解決したと具体的に誤って伝えた。または
2. パブリックスクールのユニットは、IDEA パート B に基づき提供すべき情報をあなたに隠していた。

### 親向け情報

パブリックスクールのユニットは、あなたが情報を求めた場合、または、あなたもしくはパブリックスクールのユニットが適正手続きの苦情申し立てを提出した場合、地域で利用可能な無料または低価格の法的およびその他の関連サービスについてあなたに通知しなければなりません。

## 34 CFR §300.508 - 適正手続き苦情申し立て

### 全般

聴聞を申請するには、あなたまたはパブリックスクールのユニット（またはあなたの弁護士、またはユニットの弁護士）が相手方に対して適正手続きに関する苦情申し立てを提出しなければなりません。その苦情申し立てには以下に記載されたすべての内容が含まれ、機密に保たれなければなりません。苦情を申し立てる者は、州教育機関にも苦情申し立ての写しを提出しなければなりません。

### 苦情申し立ての内容

適正手続きに関する苦情申し立てには以下が含まれなければなりません。

1. 子どもの氏名。
2. 子どもの居住地の住所。
3. 子どもの通学校名。

4. 子どもがホームレスの子どもや若者である場合は、その連絡先情報と通学校名。
5. 問題に関連する事実を含む、提案または拒否された措置に関連する子どもの問題の性質に関する記述。および
6. 苦情を申し立てた当事者（あなたまたはパブリックスクールのユニット）が申し立ての時点で知り得る、かつ利用可能な範囲での問題の解決案。

### 適正手続きに関する苦情申し立ての聴聞前に通知が必要

あなたやパブリックスクールのユニットは、あなた自身またはパブリックスクールのユニット（またはあなたの弁護士、またはパブリックスクールのユニットの弁護士）が上記の情報を含む適正手続きの苦情申し立てを提出するまで、適正手続きの聴聞を受けることはできません。

### 苦情申し立ての十分性

適正手続きの苦情申し立てを進めるためには、それが十分なものと見なされなければなりません。適正手続きの苦情申し立ては、それを受理した当事者（あなたまたはパブリックスクールのユニット）が、受理から 15 暦日以内に、当該苦情申し立てが上記の要件を満たしていないと考えることを行政法裁判官および相手方に書面で通知しない限り、十分（上記の内容要件を満たしている）と見なされます。

受領側（あなたまたはパブリックスクールのユニット）が適正手続きの苦情申し立てを不十分と判断した通知を受け取ってから 5 暦日以内に、行政法裁判官は、適正手続きの苦情申し立てが上記の要件を満たしているかを判断し、直ちにあなたとパブリックスクールのユニットに書面で通知しなければなりません。

### 苦情申し立て修正案

あなたまたはパブリックスクールのユニットが苦情申し立ての内容を変更できるのは、以下の場合に限ります。

1. 相手方が書面で変更を承認し、解決会議（「解決プロセス」の項目に記載）を通じて適正手続きの苦情申し立てを解決する機会が与えられる場合。または
2. 適正手続きの聴聞開始の 5 日前までに、行政法裁判官が変更を許可する場合。

苦情を申し立てた当事者（あなたまたはパブリックスクールのユニット）が適正手続きに関する苦情申し立て内容に変更を加えた場合、解決会議の期限（苦情受理から 15 暦日以内）と解決期間（苦情受理から 30 暦日以内）は、修正された苦情が提出された日から再び開始されます。

### パブリックスクールの適正手続きに関する苦情申し立てへの応答

パブリックスクールのユニットが、あなたの適正手続きの苦情申し立てに含まれる事項に関して、「事前書面通知」の項目に記載された事前書面通知をあなたに送っていない場合は、適正手続き苦情申し立てを受け取ってから 10 暦日以内に、以下を含む回答を送らなければなりません。

1. パブリックスクールのユニットが適正手続きの苦情申し立てで提起された措置を提案または拒否した理由の説明。
2. 子どもの個別教育プログラム (IEP) チームが検討した他の選択肢の説明と、それらの選択肢が却下された理由。
3. パブリックスクールのユニットが提案または拒否した措置の根拠として用いた各評価手順、審査、記録、または報告書の説明。および
4. パブリックスクールのユニットが提案または拒否した措置に関連するその他の要因の説明。

上記第 1～4 項の情報を提供しても、パブリックスクールのユニットがあなたの適正手続きの苦情申し立てが不十分であると主張するのを妨げるものではありません。

### 適正手続きに関する苦情申し立てに対する他方の応答

直前の小見出し「パブリックスクールのユニットによる適正手続きの苦情申し立てへの回答」に記載されている場合を除き、適正手続きに関する苦情を受け取った当事者は、苦情申し立ての受理から 10 暦日以内に、苦情の課題に具体的に対応した回答を相手方に送らなければなりません。

## 34 CFR §300.509 - モデルフォーム

州教育機関は、あなたが適正手続きの苦情申し立てを提出するのを支援し、またあなたや他の関係者が州の苦情申し立てを提出するのを支援するためのモデルフォームを作成しなければなりません。ただし、あなたの州やパブリックスクールのユニットが、これらのモデルフォームの使用を義務付けることはできません。実際、適正手続きの苦情申し立てや州の苦情申し立てを提出するために必要な情報が記載されていれば、モデルフォームや他の適切なフォームを使うことができます。

## 34 CFR §300.506 - 調停

### 全般

パブリックスクールのユニットは、適正手続きの苦情申し立ての提出前に生じた事項を含め、IDEA パート B に基づくあらゆる事項に関する意見の相違をあなたとパブリックスクールのユニットが解決できるよう、調停を利用可能にする手続きを策定しなければなりません。したがって、「適正手続きの苦情申し立ての提出」の項目に記載された適正手続きの聴聞を要請するために適正手続きの苦情申し立てを提出したかどうかにか
かわらず、IDEA パート B に基づく紛争を解決するために調停を利用することができます。

### 要件

手続きは、調停プロセスが以下のとおりであることを確保しなければなりません。

1. あなた自身とパブリックスクールのユニットの任意であること。

2. 適正手続きの聴聞権を否定または遅延させるために使用されず、IDEA パート B に基づくその他の権利を否定するものではない。および

3. 効果的な調停技術に熟練した資格を持ち公平な調停者によって行われる。

パブリックスクールのユニットは、調停プロセスを利用しないことを選択した親および学校に対し、あなたの都合の良い時間と場所で、以下に該当する利害関係のない当事者と面談する機会を提供する手続きを策定することができます。

1. 適切な代替的紛争解決機関、または州内の親訓練情報センターもしくは地域親リソースセンターと契約している者。および

2. 調停プロセスの利点を説明し、その利用を促す人。

州は、資格を有する調停者であって、特別支援教育および関連サービスの提供に関する法律や規則を熟知している者のリストを保持しなければなりません。州教育機関は、調停者を無作為、ローテーション、またはその他の公平な方式で選出しなければなりません。

州は、会議費用を含む調停プロセスの費用を負担する責任を負います。

調停プロセスの各会議は、適時に予定を立て、あなたとパブリックスクールのユニットの双方にとって都合の良い場所で開催しなければなりません。

あなたとパブリックスクールのユニットが調停手続きを通じて紛争を解決した場合、両者は解決方法を明記した法的拘束力のある合意を締結しなければなりません。この合意は以下のとおりでなければなりません。

1. 調停過程で行われたすべての議論は機密に保たれ、今後の適正手続きの聴聞や民事手続き（裁判）で証拠として使用されてはならないと明記していること。
および

2. あなたとパブリックスクールのユニットの代表者が署名し、その代表者はパブリックスクールのユニットを拘束する権限を持っていること。

書面で署名された調停合意書は、管轄権のある州裁判所（州法に基づくこの種の事件を聴聞する権限を持つ裁判所）またはアメリカ合衆国の地方裁判所で強制力を持ちます。

調停過程で行われた話し合いは機密扱いとされなければなりません。これらは、IDEA パート B に基づく援助を受けている州の連邦裁判所または州裁判所における今後の適正手続き聴聞や民事手続きにおいて、証拠として使用することはできません。

### 調停者の公平性

調停者は

1. 州教育機関、または子どもの教育やケアに関わるパブリックスクールのユニットの職員であってはなりません。および

2. 調停者の客観性と矛盾する個人的または専門的な利益を持っていてはならない。

その他の点で調停者としての資格を有する者は、調停者を務めるために当該機関またはパブリックスクールのユニットから報酬を受け取っているという理由のみで、パブリックスクールのユニットまたは州機関の職員とみなされることはありません。

## 34 CFR §300.510 - 解決プロセス

### 解決会議

適正手続きに関する苦情申し立ての通知を受け取ってから 15 暦日以内に、適正手続きの聴聞が始まる前に、パブリックスクールのユニットは、あなたおよび適正手続きの苦情申し立てで特定された事実について具体的な知識を有する個別教育プログラム (IEP) チームの関係メンバーとの会議を招集しなければなりません。この会議は

1. パブリックスクールのユニットを代表して意思決定権を持つ代表者を含まなければならない。および
2. あなたが弁護士を同伴していない限り、パブリックスクールのユニットの弁護士を含めることはできません。

あなたとパブリックスクールのユニットは、IEP チームの関係メンバーを会議に出席させる決定を行います。

この会議の目的は、あなたが適正手続きの苦情申し立てと、その苦情申し立ての根拠となる事実について話し合い、パブリックスクールのユニットが紛争を解決する機会を持つことです。

以下の場合、解決会議は必要ありません。

1. あなたとパブリックスクールのユニットは書面で会議を放棄することに合意する。または
2. あなたとパブリックスクールのユニットが「調停」見出しに記載されている調停プロセスを使用することに合意する。

### 解決期間

パブリックスクールのユニットが適正手続きの苦情申し立ての受理から 30 暦日以内にあなたが満足する形で解決しない場合（解決プロセス期間内）、適正手続きの聴聞が行われることがあります。

最終的な適正手続きの決定を出すための 45 暦日の期限は、「聴聞決定」見出しに示されており、30 暦日解決期間の満了時点から始まりますが、以下に記載する 30 暦日解決期間の調整には一定の例外があります。

あなたとパブリックスクールのユニットの双方が解決プロセスの放棄や調停の利用に合意した場合を除き、解決会議に参加しなければ、解決プロセスおよび適正手続きの聴聞のスケジュールは会議開催まで遅れます。

合理的努力をし、その努力を記録したにもかかわらず、パブリックスクールのユニットがあなたの解決会議への参加を得られない場合、パブリックスクールのユニットは、30 暦日の解決期間の終了時に、行政法裁判官にあなたの適正手続きの苦情申し立てを却下するよう求めるこ

とができます。そのような努力の記録には、パブリックスクールのユニットが相互に合意した時間と場所の手配を試みた記録が含まれなければなりません。例えば:

1. 電話をかけたことまたは試みたこと、電話の詳細な記録とその通話結果。
2. あなたに送付された書簡の写しおよび受け取った返答。および
3. 自宅や職場への訪問記録と、その訪問結果の詳細な記録。

パブリックスクールのユニットが適正手続きの苦情申し立ての通知を受け取ってから 15 暦日以内に解決会議を開催しなかった場合、または解決会議に参加しなかった場合、あなたは行政法裁判官に 45 暦日の適正手続き聴聞の期限を開始するよう依頼することができます。

### 30 暦日決議期間の調整

あなたとパブリックスクールのユニットが書面で解決会議の免除に合意した場合、適正手続きの聴聞の 45 暦日の期限は翌日から始まります。

調停または解決会議の開始後、30 暦日の解決期間の終了前に、あなたとパブリックスクールのユニットが合意に達することは不可能であると書面で合意した場合、適正手続き聴聞に関する 45 暦日の期限は翌日から始まります。

あなたとパブリックスクールのユニットが調停プロセスの利用に同意したものの、まだ合意に達していない場合、30 暦日の解決期間の終了時に、双方が書面で継続に同意すれば、合意に達するまで調停プロセスを継続することができます。ただし、この継続期間中にあなたまたはパブリックスクールのユニットのいずれかが調停プロセスから撤退した場合、適正手続き聴聞に関する 45 暦日の期限は翌日から始まります。

### 書面による和解合意

解決会議で紛争の解決が成立した場合、あなたとパブリックスクールのユニットは、以下の要件を満たす法的拘束力のある合意を締結しなければなりません。

1. あなたとパブリックスクールのユニットの代表者によって署名され、その代表者はパブリックスクールのユニットを拘束する権限を有する。および
2. 管轄権のある州裁判所（この種の事件を聴聞する権限を持つ州裁判所）または米国の地方裁判所において執行可能であること。または、当事者が解決合意の執行を求めることを認める他の仕組みや手続きが州にある場合には、州教育機関によって執行可能であること。

### 契約審査期間

あなたとパブリックスクールのユニットが解決会議の結果として合意に達した場合、いずれの当事者（あなたまたはパブリックスクールのユニット）も、あなたとパブリックスクールのユニットの双方が署名した時点から 3 営業日以内にその合意を無効にすることができます。

# 適正手続きに関する苦情申し立てに関する聴聞

## 34 CFR §300.511 - 公平な適正手続き聴聞

### 全般

適正手続きに関する苦情申し立てが提出された場合、あなたまたは紛争に関わるパブリックスクールのユニットは、適正手続きの苦情申し立ておよび解決プロセスのセクションに記載されているとおり、公平な適正手続き聴聞の機会を得なければなりません。

ノースカロライナ州では、州法により適正手続き聴聞の開催権限はノースカロライナ州行政聴聞局 (North Carolina Office of Administrative Hearings) に委譲されています。

### 公平な行政法裁判官

少なくとも、行政法裁判官は以下のとおりでなければなりません。

1. 当該児童の教育またはケアに関与する州教育機関またはパブリックスクールのユニットの職員であってはならない。ただし、行政法裁判官を務めるために機関から報酬を受け取っているという理由のみで、その者が当該機関の職員となるわけではありません。
2. 行政法裁判官の客観性と相反する個人的または職業的な利益を有していてはならない。
3. IDEA の規定、連邦および州の規制、連邦および州裁判所による IDEA の法的解釈について知識と理解を有していること。および
4. 聴聞を実施する知識と能力、適切で標準的な法的慣行に沿った決定を下し作成する能力を持つこと。

### 適正手続き聴聞の主題

適正手続きの聴聞を申請する当事者（あなたまたはパブリックスクールのユニット）は、相手方の同意を得ない限り、適正手続きの苦情申し立てで扱われていない問題を聴聞で提起することはできません。

### 聴聞申請のタイムライン

あなたまたはパブリックスクールのユニットは、苦情申し立てで言及された問題についてあなたまたはパブリックスクールのユニットが知っていた、または知るべきであった日から 1 年以内に、公平な適正手続き聴聞を申請しなければなりません。

### タイムラインの例外

上記の期限は、以下のような理由で適正手続きの苦情申し立てを提出できなかった場合には適用されません。

1. パブリックスクールのユニットは、あなたが苦情申し立てで提起している問題や問題を解決したと具体的に誤って伝えた。または
2. パブリックスクールのユニットは、IDEA パート B に基づき提供すべき情報をあなたに隠していた。

## 34 CFR §300.512 - 聴聞権

### 全般

あなたには適正手続き聴聞で自ら自分を代理する権利があります。さらに、適正手続きの聴聞（懲戒手続きに関する聴聞を含む）の当事者は、以下の権利を有します。

1. 障害のある子どもの問題に関して、弁護士や特別な知識や訓練を受けた方の同行と助言を受けること。
2. 適正手続きの聴聞に弁護士が代理すること。
3. 証拠を提示し、対峙し、反対尋問を行い、証人の出廷を要求すること。
4. 聴聞の少なくとも 5 営業日前までに当該当事者に開示されていない証拠を、聴聞において提出させないようにすること。
5. 書面により、またはあなたの選択により電子的な形式で、聴聞の一語一句の記録を取得すること。および
6. 書面により、またはあなたの選択により電子的な形式で、事実認定および決定を受け取ること。

### 追加の情報開示

適正手続き聴聞の少なくとも 5 営業日前までに、あなたとパブリックスクールのユニットは、その日までに完了したすべての評価と、あなたまたはパブリックスクールのユニットが聴聞で使用する予定のその評価に基づく推奨事項を、お互いに開示しなければなりません。

行政法の裁判官は、この要件を遵守しない当事者が、相手方の同意なしに聴聞で関連する評価や勧告を提出することを阻止することができます。

### 聴聞での親権

あなたには以下の権利が与えられなければなりません。

1. 子どもを聴聞に立ち会わせること
2. 聴聞を一般に公開すること。および
3. 聴聞の記録、事実認定、および決定を無償で提供してもらうこと。

## 34 CFR §300.513 - 聴聞の決定

### 行政法裁判官の決定

行政法裁判官による、子どもが無償の適切な公教育 (FAPE) を受けていたかどうかについての決定は、FAPE に直接関連する証拠および主張に基づかなければなりません。

手続き違反（IEP　チーム不完全である等）を主張する場合、行政法裁判官は、手続き違反が以下のいずれかに該当する場合に限り、子どもが FAPE を受けていなかったと判断することができます。

1. 子どもの FAPE を受ける権利を妨げた場合。
2. 子どもへの FAPE の提供に関する意思決定プロセスにあなたが参加する機会を著しく妨げた場合。または
3. 子どもが教育給付を受けられなくなった場合。

上記のいずれの規定も、行政法裁判官が IDEA パート B に基づく連邦規則（34 CFR §§300.500 から 300.536）の手続き上の保護措置に関するセクションの要件をパブリックスクールのユニットに遵守するよう命じることを妨げるものとして解釈することはできません。

### 適正手続き聴聞の別途請求

IDEA パート B に基づく連邦規則（34 CFR §§300.500 から 300.536）の手続き上の保護措置に関するセクションのいかなる規定も、既に提出された適正手続きの苦情申し立てとは別の問題について、あなたが別個の適正手続きの苦情申し立てを提出することを妨げるものとして解釈することはできません。

### 諮問委員会および一般市民に提供された調査結果および決定

州教育機関は、個人識別可能情報を削除した後、以下を行わなければなりません。

1. 適正手続きの聴聞または控訴における事実認定と決定を州特別支援教育諮問委員会に提供する。および
2. その調査結果や決定を一般に公開する。

# 控訴

## 34 CFR §300.514 - 決定の確定性

### 聴聞決定の確定性

適正手続き聴聞（懲戒手続きに関する聴聞を含む）での決定は最終的ですが、聴聞に関わる当事者（あなたまたはパブリックスクールのユニット）は「民事訴訟、提起期限を含む該当する措置」の項目に記載されているとおり、民事訴訟を提起して決定に異議を申し立てることができます。

## 34 CFR §300.515 - 聴聞および審査のスケジュールと利便性

州教育機関は、解決会議のための 30 暦日の期間の満了後 45 暦日以内に、または「***30*** 暦日の解決期間の調整」の項目に記載されているとおり調整された期間の満了後 45 暦日以内に、以下のことを確保しなければなりません。

1. 最終決定が聴聞で下される。および
2. 決定の写しが各当事者に郵送される。

行政法の裁判官は、上記の 45 暦日の期間を超えた特定の延長を、いずれかの当事者（あなたまたはパブリックスクールのユニット）の要請により認めることがあります。

各聴聞は、あなたと子どもにとって合理的に都合の良い時間と場所で行われなければなりません。

## 34 CFR §300.516 - 民事訴訟、提起期限を含む該当する措置

### 全般

適正手続きの聴聞（懲戒手続きに関する聴聞を含む）における事実認定および決定に同意しない当事者（あなたまたはパブリックスクールのユニット）は、適正手続き聴聞の対象となった事項について民事訴訟を起こす権利があります。訴訟は、管轄権のある州裁判所（この種の事件を聴聞する権限を持つ州裁判所）または、争点の金額に関係なくアメリカ合衆国の地方裁判所で提起されることがあります。

### 時間制限

訴訟を起こす当事者（あなたまたはパブリックスクールのユニット）は、行政法裁判官の決定日から、州裁判所に民事訴訟を提起する場合は 30 暦日、連邦裁判所に民事訴訟を提起する場合は 90 暦日の期間が与えられます。

### 追加の手続き

いかなる民事訴訟においても、裁判所は以下を行います。

1. 行政手続きの記録を受け取る。

2. あなたの要望またはパブリックスクールのユニットの要請により追加証拠を聴取する。
   および
3. 証拠の優越性に基づいて判断し、裁判所が適切と判断した救済を認める。

適切な状況下では、司法的救済にはプライベートスクールの授業料の払い戻しや補償的教育サービスが含まれることがあります。

### 地区裁判所の管轄権

アメリカ合衆国の地方裁判所は、争点の金額に関係なく IDEA パート B に基づく訴訟を判断する権限を持っています。

### 構成の原則

IDEA パート B は、米国憲法 (U.S. Constitution)、1990 年障害者法 (Americans with Disabilities Act of 1990)、1973 年リハビリテーション法第 V 編 (Title V of the Rehabilitation Act of 1973)（セクション 504）、または障害のある子どもの権利を保護する他の連邦法の下で利用可能な権利、手続き、救済を制約または制限するものではありません。ただし、IDEA パート B に基づいても利用可能な救済を求めてこれらの法律に基づく民事訴訟を提起する前に、当事者が IDEA パート B に基づいて訴訟を提起した場合に求められるのと同じ程度まで、上記の適正手続きを尽くさなければなりません。つまり、IDEA の法律と重複する他の法律の下で利用可能な救済措置が利用できる場合もありますが、一般的にそれらの法律の下で救済を得るには、まず IDEA の下で利用可能な行政的救済手段（すなわち、適正手続きの苦情申し立て、解決会議を含む解決手続き、そして公平な適正手続きの聴聞手続き）を行ってから直接裁判に持ち込む必要があります。

## 34 CFR §300.518 - 適正手続きの苦情申し立ておよび聴聞が保留中の子どもの配置

以下の「障害のある子どもを指導・処遇する際の手順」という見出しに記載されている場合を除き、適正手続きの苦情が相手方に送付された後、解決プロセスの期間中および公平な適正手続き聴聞や裁判手続きの決定を待つ間、あなたと州またはパブリックスクールのユニットが別途合意しない限り、子どもは現在の教育環境に留まらなければなりません。

適正手続きの苦情申し立てがパブリックスクールへの初回入学申請を含む場合、あなたの同意のもと、すべての手続きが完了するまで、子どもは通常のパブリックスクールプログラムに移されなければなりません。

もし適正手続きの苦情が、IDEA パート C からパート B への移行中で、3 歳になったためパート C サービスの資格を失う子どもに対して、パート B に基づく初期サービスの申請に関するものであれば、パブリックスクールのユニットはその子どもが受けているパート C サービスを提供する義務はありません。もし子どもが IDEA のパート B に基づき適格と認められ、あなたが初めて特別支援教育および関連サービスを受けることに同意した場合、手続きの結果が出るまで、パブリックスクールのユニットは争われていない（あなたとパブリックスクールのユニットが合意しているもの）特別支援教育および関連サービスを提供しなければなりません。

州教育機関が実施する適正手続きの聴聞において、行政法裁判官が配置変更が適切であるとのあなたの主張に同意した場合、その配置は子どもの現在の教育配置として扱われ、公平な適正手続き聴聞や裁判の決定を待つ間、子どもはそこに留まることになります。

## 34 CFR §300.517 - 弁護士費用

### 全般

IDEA パート B に基づく訴訟や手続きにおいて、あなたが勝訴した場合、裁判所はその裁量により、訴訟費用の一部として合理的な弁護士費用をあなたに支払うよう命じることができます。

IDEA パート B に基づく訴訟や手続きにおいて、裁判所は、その裁量により、勝訴した州教育機関またはパブリックスクールのユニットに対し、訴訟費用の一部として相当な弁護士費用を支払うよう命じることができます。この費用は、当該弁護士が以下のいずれかに該当する場合、その弁護士によって支払われるものとします。(a) 裁判所が
軽薄、不当、または根拠がないと判断する申立てまたは訴訟を提起したこと、あるいは (b) 訴訟が軽薄、不当、または根拠がないことが明らかになった後も訴訟を継続したこと。または

IDEA パート B に基づく訴訟や手続きにおいて、あなたによる適正手続き聴聞の要請またはその後の訴訟が、嫌がらせ、不必要な遅延、または訴訟や手続き（聴聞）の費用を不必要に増加させるなどの不適切な目的で提起された場合、裁判所はその裁量により、勝訴した州教育機関またはパブリックスクールのユニットに対し、あなたまたはあなたの弁護士が支払うべき合理的な弁護士費用を訴訟費用の一部として支払うよう命じることができます。

備考：ノースカロライナ州の行政法裁判官は弁護士費用の支払いを命じることはできません。

### 費用の支払い

裁判所は以下の通りに合理的な弁護士費用を決定します。

1. 費用は、訴訟や手続きが発生した地域コミュニティで、提供されたサービスの種類や質に応じて適用される料金に基づいて定めなければなりません。報酬の計算にはボーナスや乗数は使用できません。
2. IDEA パート B に基づく訴訟または手続きにおいて、あなたに対して書面による和解の申し出がなされた後に提供されたサービスについては、以下のいずれかに該当する場合、弁護士費用が認められない、または関連費用が償還されないことがあります。
    a. 申し出は、連邦民事訴訟規則第 68 条 (Rule 68 of the Federal Rules of Civil Procedure) で定められた期間内、または適正手続きの聴聞や州レベルの審査の場合は、手続き開始の 10 暦日以上前のいずれかの時点で行われる。
    b. 申し出が 10 暦日以内に受け入れられない。および
    c. 裁判所が、最終的にあなたが得た救済が和解の申し出よりもあなたにとって有利ではないと判断する。

上記の制限にもかかわらず、勝訴し、和解提案を拒否する正当な理由があった場合、弁護士費用や関連費用が支払われる可能性があります。

3. 個別教育プログラム (IEP) チームの会議に関しては、行政手続きや裁判の結果として開催される場合を除き、弁護士費用は支払われません。
4. また、「調停」の項目に記載されている調停に対しても、弁護士費用は支払われません。

「解決プロセス」に記載の解決会議は、行政聴聞や裁判の結果として招集された会議とはみなされず、またこれらの弁護士報酬規定の目的上も行政聴聞や裁判措置とはみなされません。

裁判所は、以下のいずれかに該当すると判断した場合、IDEA パート B に基づき認められる弁護士費用の額を適切に減額します。

1. あなたまたはあなたの弁護士が、訴訟や手続きの過程で不合理に紛争の最終解決を遅らせた。
2. 弁護士の報酬額が、同等の技能、評判、経験を持つ弁護士による類似サービスに対して地域社会で認められている時間単価を不当に上回っている。
3. 訴訟や手続きの性質を考慮すると、費やされた時間と提供された法的サービスは過剰だった。または
4. あなたを代理する弁護士が、「適正手続き苦情申し立て」の項目に記載されている適正手続き要請通知に必要な適切な情報を、パブリックスクールのユニットに提供していない。

ただし、州またはパブリックスクールのユニットが訴訟や手続きの最終解決を不当に遅らせた、または IDEA パート B の手続き上の保護措置に関する規定の違反があったと裁判所が判断した場合、裁判所は弁護士費用を減額することはできません。

## 34 CFR §300.530 - 学校職員の権限

### ケースバイケースの判断

学校職員は、懲戒に関する以下の要件に従って行われる配置変更が、学校の生徒行動規範に違反した障害のある子どもに対して適切かどうかを判断する際に、個別に特有の事情を考慮することができます。

### 全般

障害のない児童生徒に対しても同様の措置を講じる範囲において、学校職員は、生徒の行動規範に違反した障害のある児童生徒を、現在の配置場所から適切な暫定代替教育的環境もしくは他の環境へ移動させ、または停学処分とすることができます。ただし、
その期間は連続して **10** 授業日を超えてはなりません。また、学校職員は、同じ学年度に別個の不正行為に対して、連続して **10** 授業日以下の追加の排除を課すことができますが、その排除が配置変更に該当しない範囲でなければなりません（定義については「懲戒処分による配置変更」を参照してください）。

障害のある子どもが同じ学年度に合計 **10** 授業日を現在の配置から外された場合、パブリックスクールのユニットはその学年度のその後の排除日において、後述の小項目「各種サービス」に基づき求められる範囲でサービスを提供しなければなりません。

### 追加の権限

生徒行動規範に違反した行動が子どもの障害が起因でなく（「起因判断」を参照）、かつ懲戒変更が連続 **10** 授業日を超える場合、学校職員は障害のある子どもに対して、障害のない子どもに対しても同様の方法で同じ期間で懲戒手続きを適用できますが、学校は後述の「各種サービス」項目に記載されたサービスを提供しなければなりません。子どもの IEP チームが、そのようなサービスのための暫定代替教育環境を決定します。

### 各種サービス

パブリックスクールのユニットは、障害のある子ども、または当該学年度において現在の配置から **10** 授業日以下の期間排除された障害のない子どもに対しては、サービスを提供しません。

障害のある子どもが現在の配置から **10** 授業日を超えて排除され、その行動が障害の表れでない（「起因判断」参照）または特別な事情で除外された子ども（「特別な事情」参照）は、

1. 教育サービスを受け続け（無償の適切な公教育を利用できるようにする）、子どもが一般教育カリキュラムに参加し続けられるようにすること（ただし、暫定的な代替教育環境など、別の環境）、ならびに子どもの IEP で定められた目標達成に向けて前進できること。および
2. 必要に応じて機能的行動評価や行動介入サービス・修正を受け、行動違反を再発させないように設計されていること。

障害のある子どもが同じ学年度に **10** 授業日現在の配置から移され、現在の除外日数が **10** 授業日連続またはそれ以下で、かつ配置の変更でない場合（下記の定義参照）、学校関係者は少なくとも 1 名の教員と協議し、子どもが一般教育カリキュラムに参加し続けられるよう、ただし別の環境で、IEP に定められた目標達成に向けて進展するためにどの程度のサービスが必要かを判断します。

その除外が「配置の変更」に該当する場合（「懲戒的除外に伴う配置の変更」を参照）、該当する子どもの IEP チームは、その子どもが（暫定的な代替教育的配置となる可能性のある）別の環境においてであっても、一般教育カリキュラムへの参加を継続し、かつIEPに定められた目標の達成に向けて進歩できるよう、適切なサービスを決定します。

### 起因判断

生徒行動規範違反による障害児の配置変更の決定から **10** 授業日以内に（**10** 授業日連続またはそれ以下の退学は除き、配置の変更ではない）、パブリックスクールのユニット、あなた、そしてIEP チームの他の関係メンバー（あなたとパブリックスクールのユニットが決定する）は、生徒のファイル内のすべての関連情報（子どもの IEP、教員による観察記録、およびあなたが提供した関連情報を含む）を確認し、以下の判断を下さなければなりません。

1. 問題となった行為が子どもの障害によって引き起こされた、または直接的かつ実質的な関係があった場合。<u>または</u>
2. 問題の行為がパブリックスクールのユニットが子どもの IEP を実施しなかったことの直接的な結果であった場合。

パブリックスクールのユニット、あなた、そして子どもの IEP チームの関係者がこれらの条件のいずれかを満たしていると判断した場合、その行為は子どもの障害の現れであると判断されます。

もしパブリックスクールのユニット、あなた、そして子どもの IEP チームの関係メンバーが、問題行為がパブリックスクールのユニットの IEP 実施失敗による直接の結果であると判断した場合、パブリックスクールのユニットは直ちにその欠陥を是正するための措置を講じなければなりません。

### 行動が子どもの障害の現れであると判断すること

パブリックスクールのユニット、あなた、そして IEP チームの関係者が、その行為が子どもの障害の表れであると判断した場合、IEP チームは以下のいずれかをしなければなりません。

1. 機能的行動評価を実施し（ただし、配置変更の原因となった行動が発生する前にパブリックスクールのユニットが機能的行動評価を実施していた場合を除く）、かつ子どものための行動介入計画を実施する。<u>または</u>
2. すでに行動介入計画が作成されている場合は、その計画を見直し、必要に応じて行動に対処するために修正する。

以下の「特別な事情」に記載の場合を除き、パブリックスクールのユニットは、行動介入計画の変更の一環としてあなたと学区が配置変更に合意した場合を除き、子どもを排除される前の配置場所に戻さなければなりません。

### 特別な事情

当該行動が子どもの障害の現れであったかどうかにかかわらず、学校職員は子どもが以下の条件を満たす場合、最大 45 授業日まで、子どもを暫定的な代替教育環境（IEP チームが決定）に移すことができます。

1. 武器（下記の定義参照）を学校に持ち込む、または学校、学校敷地内、もしくは州教育機関またはパブリックスクールのユニットの管轄下にある学校行事において武器を所持している場合。
2. 学校、学校敷地内、または州教育機関もしくはパブリックスクールのユニットの管轄下にある学校行事において、違法薬物（下記の定義参照）を故意に所持または使用する、または規制薬物（下記の定義参照）を販売する、もしくはその販売を勧誘する場合。<u>または</u>
3. 学校、学校敷地内、または州教育機関もしくはパブリックスクールのユニットの管轄下にある学校行事において、他者に重大な身体的傷害（下記の定義参照）を与えた場合。

### 定義

規制物質とは、規制物質法 (Controlled Substances Act) (21 U.S.C. 812(c)) 第 202(c) 条の付表 I、II、III、IV、V に該当する薬物またはその他の物質を指します。

違法薬物 *(Illegal drug)* とは、規制薬物を指します。しかし、認可を受けた医療専門家の監督下で合法的に所持または使用されている、または本法またはその他の連邦法の規定に基づく他の権限の下で合法的に所持または使用されている薬物は含まれません。

重篤な身体傷害 は、アメリカ合衆国法典 (United States Code) 第 18 編第 1365 条 (h) 項第 (3) 項に基づき「重篤な身体的傷害 (serious bodily injury)」という用語に与えられる意味を有します。

武器 *(Weapon)* は、アメリカ合衆国法典第 18 編第 930 条第 (g) 項第 (2) 項に基づき「危険な武器 (dangerous weapon)」という用語に与えられた意味を有します。

### 通知

生徒行動規範違反により子どもの配置変更に該当する排除を行うという決定を下した日に、パブリックスクールのユニットはその決定をあなたに通知し、手続き上の保護措置の通知をあなたに提供しなければなりません。

## **34 CFR §300.536 -** 懲戒処分による配置変更

障害のある子どもを現在の教育配置から除外することは、以下の場合に配置変更となります。

1. その排除が連続して 10 授業日を超えて行われる。または
2. 子どもが一連の排除を受けており、以下の理由によりパターンを形成している。
    a. その一連の排除が、1 学年度で合計 10 授業日を超える。
    b. 子どもの行動が、過去に一連の除外に至った事件の行動と実質的に類似する。および
    c. 各排除の期間、子どもが排除された合計期間、および排除相互の近接性などの追加要素による。

除外のパターンが配置変更に該当するかどうかは、パブリックスクールのユニットによってケースバイケースで判断され、異議が唱えられた場合は適正手続きおよび司法手続きを通じて審査されます。

## 34 CFR §300.531 - 条件付け

個別教育プログラム (IEP) チームは、配置変更に該当する排除、および「追加の権限」と「特別な事情」の小見出しに基づく排除について、暫定代替教育環境を決定します。

## 34 CFR §300.532 - 控訴

### 全般

以下に同意できない場合は、適正手続きの苦情申し立て(「適正手続きの苦情申し立て手順」を参照)を提出し、適正手続き聴聞を申請することができます。

1. 上記の懲戒規定に基づく配置に関する決定。または
2. 上記の起因判断。

パブリックスクールのユニットは、現在の配置を維持することが子どもや他者に損害をもたらす可能性が高いと判断した場合、適正手続きに関する苦情申し立て(上記参照)を提出し、適正手続き聴聞を申請することができます。

### 行政法裁判官の権限

「公平な行政法裁判官」の小見出しに記載された要件を満たす行政法裁判官が適正手続きの聴聞を行い、決定を下さなければなりません。行政法裁判官は以下を行うことができます。

1. 行政法裁判官が、当該排除が「学校職員の権限」の見出しに記載された要件に違反していると判断した場合、または子どもの行動が子どもの障害の現れであると判断した場合、障害のある子どもを排除される前の配置に戻す。または
2. 行政法裁判官が、現在の配置を維持することが子どもや他者に危害を及ぼす可能性が高いと判断した場合、45 授業日を超えない期間、障害のある子どもを適切な暫定代替教育環境に配置変更するよう命じる。

上記の聴聞手続きは、子どもを元の配置に戻すことが子どもや他者に危害を及ぼす可能性が高いとパブリックスクールのユニットが判断した場合、繰り返すことができます。

あなたまたはパブリックスクールのユニットがこのような聴聞を求めるために適正手続きの苦情申し立てを提出する場合、以下を除き、適正手続きに関する苦情申し立てに関する聴聞の要件を満たす聴聞が開催されなければなりません。

1. 州教育機関またはパブリックスクールのユニットは、聴聞の要請日から **20** 授業日以内に迅速な適正手続き聴聞を手配し、聴聞後 **10** 授業日以内に決定が下されなければなりません。
2. あなたとパブリックスクールのユニットが書面で会議の放棄に同意するか、調停を利用することに同意しない限り、適正手続きに関する苦情申し立ての通知を受け取ってから **7** 暦日以内に解決会議を開催しなければなりません。聴聞は、適正手続きに関する苦情申し立ての受理から **15** 暦日以内に両当事者が満足する形で解決されない限り、進行することができます。
3. 州は、迅速な適正手続き聴聞について、他の適正手続き聴聞とは異なる手続き規則を定めることができますが、期限を除き、その規則は本文書の適正手続き聴聞に関する規則と整合していなければなりません。

あなたまたはパブリックスクールのユニットは、他の適正手続き聴聞と同様に、迅速手続き聴聞でもこの決定に異議を申し立てることができます（「控訴」を参照）。

## 34 CFR §300.533 - 控訴中の配置

上記の通りに、あなたまたはパブリックスクールのユニットが懲戒に関する適正手続き上の不服申し立てを行った場合、行政法裁判官による決定が下されるか、あるいは「学校職員の権限」の項目に記載された排除期間が満了するかのいずれか早い時点まで、子どもは（あなたと州教育機関またはパブリックスクールのユニットとの間で別段の合意がなされない限り）暫定的な代替教育の場にとどまらなければなりません。

## 34 CFR §300.534 - 特別支援教育および関連サービスの対象外の子どもの保護

### 全般

子どもが特別支援教育および関連サービスの対象と判断されておらず、生徒行動規範に違反している場合でも、懲戒処分が行われる行動が行われる前にパブリックスクールのユニットが（以下のように）子どもが障害のある子どもであることを認識していた
場合、子どもは本通知で記載された保護のいずれかを主張することができます。

### 懲戒事項の知識の根拠

パブリックスクールのユニットは、懲戒処分を引き起こす行動が行われる前に以下の行為があった場合、あなたの子どもが障害のある子どもであることを認識しているとみなされます。

1. あなたは、適切な教育機関の監督者や管理担当者、または子どもの担当教員に対して、子どもが特別支援教育および関連サービスを必要としていることを書面で懸念を表明した。

2. あなたが IDEA パート B に基づく特別支援教育および関連サービスの適格性に関する子どもの評価を要請した。または
3. 子どもの担当教員やその他のパブリックスクール職員は、子どもが示した行動パターンについて、パブリックスクールのユニットの特別支援教育部長や他の監督者に直接懸念を表明した。

### 例外

パブリックスクールのユニットは、以下の場合にそのような知識を持つとはみなされません。

1. あなたが子どもの評価を許可しなかった、または特別支援教育サービスを拒否した。または
2. 子どもは評価を受け、IDEA パート B に基づく障害児ではないと判断された。

### 知識の根拠がない場合に適用される条件

あなたの子どもに対して懲戒措置を取る前に、パブリックスクールのユニットがあなたの子どもが障害のある子どもであることを知らなかった場合（上記の「懲戒事項の知識の根拠」および例外事項を参照）、あなたの子どもは障害のない子どもに適用される懲戒処分を受けることがあります。

ただし、子どもが懲戒処分を受けている期間中に子どもの評価の要請があった場合は、その評価は迅速に実施されなければなりません。

評価が完了するまで、子どもは学校当局が決定した教育配置に留まりますが、その中には教育サービスなしでの停学や退学なども含まれます。

子どもが障害児と判断された場合、パブリックスクールのユニットによる評価およびあなたからの提供情報を検討した上で、パブリックスクールのユニットは IDEA パート B に従い、上記の懲戒要件を含む特別支援教育および関連サービスを提供しなければなりません。

## 34 CFR §300.535 - 法執行機関および司法当局への付託および行動

IDEA パート B は、以下を行うものではありません。

1. 障害のある子どもが犯した犯罪を適切な当局に報告することを機関が禁止する。または
2. 障害のある子どもによる犯罪に対する連邦法および州法の適用に関して、州の法執行機関および司法当局がその責任を行使することを阻止する。

### 記録の伝達

パブリックスクールのユニットが障害のある子どもによる犯罪を報告した場合

1. 機関が犯罪を報告した当局が検討できるよう、子どもの特別支援教育および懲戒記録の写しが確実に送付されるようにしなければならない。および
2. 子どもの特別支援教育および懲戒記録の写しは、FERPA で許可される範囲でのみ伝達できる。

# 親による子どものプライベートスクールへの公費での一方的な配置に関する要件

## 34 CFR §300.148 - 一般

IDEA パート B は、パブリックスクールのユニットがあなたの子どもに無償の適切な公教育 (FAPE) を利用できるようにし、かつあなたが子どもをプライベートスクールや施設に配置することを選択した場合、障害のある子どものプライベートスクールや施設での教育費用（特別支援教育や関連サービスを含む）をパブリックスクールのユニットが負担することを義務付けていません。ただし、プライベートスクールが所在するパブリックスクールのユニットは、34 CFR §§300.131 から 300.144 に基づく、親によってプライベートスクールに配置された子どもに関するパート B の規定によりニーズに対応される対象集団に、あなたの子どもを含めなければなりません。

### プライベートスクールの配置に対する補償

子どもが以前にパブリックスクールのユニットの権限の下で特別支援教育や関連サービスを受けており、あなたがパブリックスクールのユニットの同意または付託なしに子どもをプライベートの幼稚園、小学校、または中学校に入学させた場合、裁判所または行政法裁判官は、その機関が入学前に適時に FAPE を利用できるようにしておらず、かつそのプライベートスクールへの配置が適切であると判断した場合、その機関に対し入学費用をあなたに払い戻すよう命じることがあります。行政法裁判官または裁判所は、その配置が州教育機関およびパブリックスクールのユニットが提供する教育に適用される州の基準を満たしていない場合でも、あなたの配置を適切であると判断することがあります。

### 払い戻しの制限

上記の段落に記載された払い戻し費用は、以下の場合に減額または拒否されることがあります。

1. 次の場合。(a) 子どもをパブリックスクールから退学させる前に出席した直近の個別教育プログラム (IEP) 会議において、子どもに FAPE を提供するためにパブリックスクールのユニットが提案した配置を拒否することを IEP チームに伝えず、その懸念および公費で子どもをプライベートスクールに入学させる意向も表明しなかった場合。または (b) 子どもをパブリックスクールから退学させる少なくとも 10 営業日前（営業日に当たる祝日を含む）までに、その情報をパブリックスクールのユニットに書面で通知しなかった場合。
2. あなたが子どもをパブリックスクールから退学させる前に、パブリックスクールのユニットが子どもを評価する意図を事前書面通知であなたに伝えた（適切かつ合理的な評価の目的の記載を含む）にもかかわらず、あなたが子どもを評価に応じさせなかった場合。または
3. 裁判所があなたの行動が不合理であると判断した場合。

ただし、払い戻し費用については以下のとおりです。

1. 以下の場合には、通知を怠ったことを理由に減額または拒否されてはなりません。(a) 学校が通知の提供を妨げた。(b) 上記の通知を行う責任についての通知を受け取っていなかった場合。または (c) 上記の要件を遵守すると、子どもに身体的危害が生じる可能性がある。および

2. 以下の場合、裁判所または行政法裁判官の裁量により、必要な通知を行わなかったことを理由として減額または拒否されないことがある。(a) あなたが読み書きできない、または英語で書くことができない場合。または (b) 上記の要件を遵守すると、子どもに深刻な精神的損害をもたらす可能性が高い場合。